

第2次飯山市子ども読書活動推進計画 (2019(平成31)年度～2023年度)



人形/高橋まゆみ 撮影/嶺村裕 (日本写真家協会会員)

平成31年3月

飯山市教育委員会

目次

第1章	計画策定の背景	1
第2章	計画の基本的な考え方	2
1	計画の位置付け	2
2	計画の目的	3
3	計画の期間	3
4	計画の推進	3
第3章	飯山市の子ども読書活動の現状	4
1	市立飯山図書館	4
2	保育園・幼稚園	6
3	小・中・高等学校	6
4	地域（公民館等）	7
5	ボランティア団体	7
第4章	推進のための具体的な取り組み	8
	はじめに	8
1	家庭・地域での取り組み	9
2	市立飯山図書館での取り組み	10
3	保育園・幼稚園における取り組み	11
4	学校における取り組み	12
第5章	家庭の日の親子20分間読書の推進	13
第6章	関係機関との連携・協力	13
1	ブックスタートの実施	13
2	図書館職員やボランティアによる保育園・学校等でのおはなし会などの 読書啓発	13
3	学校から図書館への訪問受入れ	13
4	職場体験学習の受入れ	13
5	職員間の情報交換	14
6	読み聞かせボランティアグループへの支援と研修会の実施	14
第7章	広報・啓発等	15
1	広報	15
2	ブックリスト作成と普及	15
第8章	具体的目標	16

資料編

1	各施設アンケート結果(保育園・幼稚園、小学校・中学校・高等学校 地区公民館、ボランティア団体)	18
2	子ども読書に関する法律	33
3	飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項	35
4	飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	36

第1章 計画策定の背景

子どもの読書は、読書によって他者を思いやる言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力をより豊かなものにして、「生きる力」を身につけていくために欠かせないものです。

しかし、近年のテレビやDVDなどの映像文化や電子メディア・情報メディアの急激な進展・普及による、子どもたちを取り巻く読書環境の変化や幼児期の読書習慣の未形成などを背景に、子どもたちの活字離れ・読書離れが進んでいます。

このような状況下、国は子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成13年12月に子ども読書活動の推進に関する法律を公布・施行し、同法第9条第2項の規定により、市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとされました。飯山市では、平成26年3月に「飯山市子ども読書活動推進計画」を策定し取り組みをしてきました。

今回、平成30年3月に策定した飯山市第5次総合計画後期基本計画(2018(平成30)年度～2022年度)において、「第2次子ども読書推進計画の策定研究」を施策として掲げ、平成30年度事業として第2次計画の策定を行うことといたしました。



ブックスタート

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

「第2次飯山市子ども読書活動推進計画」は、平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」、平成27年3月に策定された「第3次長野県子ども読書活動推進計画」に基づいた計画です。

飯山市での位置付けでは、平成30年3月に策定された「飯山市第5次総合計画後期基本計画」の、第5章「たくましさ郷土愛を育てる教育」②生涯学習(4)図書館の充実に、④第2次子ども読書推進計画の策定研究を掲げております。

なお、飯山市では、毎年度「みんなで子育て」の冊子を庁内関係課が連携して作成しており、読書活動のみにかかわらず総合的な子育て支援事業を実施しています。

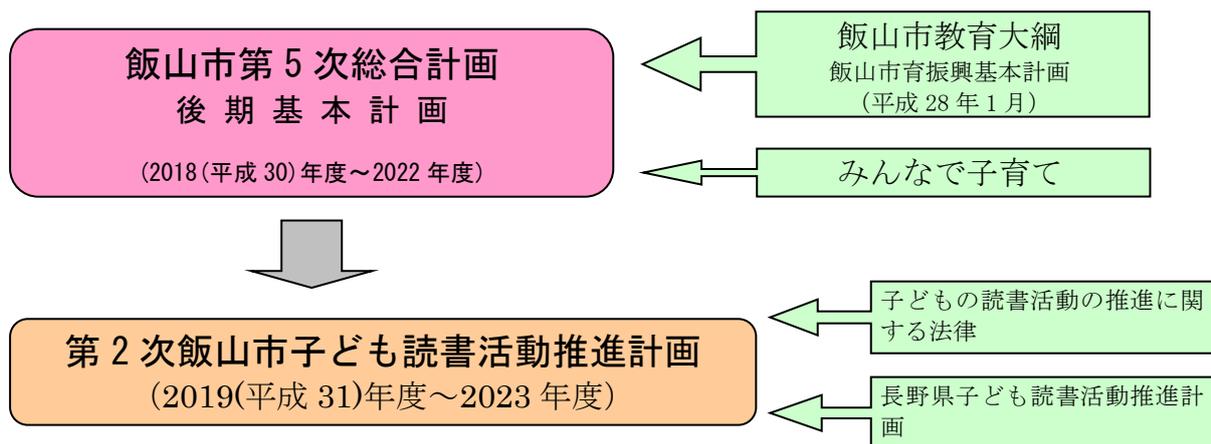
また、飯山市教育委員会では、平成21年策定の「飯山らしい学校教育計画（飯山市教育振興基本計画）」を引き継ぐ「飯山市教育大綱」を平成28年1月に策定しました。

その大綱5つの柱のうち「1. 夢に向かい、自分の道を切り拓き、たくましく生きる力を育てる教育の実践」では、具体的施策として「探求力・創造力等の育成 読書習慣化・新聞の活用・外部人材の活用」、実現したい目標を学校図書貸出数（1人当たり年間）小学校105冊以上、中学校25冊以上。

「5. 地域・家庭・学校が連携して教育力を高め、地域に学ぶ生涯学習の実践」では、具体的施策として「公民館、ふるさと館、文化交流館、図書館の一体的活用」、実現したい目標を「施設利用者（文教ゾーン施設年間）62,000人」としています。

以上のように、子育てにおける読書活動の推進においてはこれまでも実施してきましたが、本計画の策定は「子どもの読書活動」についてさらに充実していくことはもちろんですが、施策として横断的に体系付けようとするものです。

【飯山市の計画の中での「飯山市子ども読書活動推進計画の位置付け」】



(1) 本計画の対象

妊娠期を含め、乳幼児から概ね18歳以下の飯山市に在住、在学する子どもとします。

(2) 「読書活動の定義」

読書活動とは、読書の過程を積み重ねることによって、読み手自身が内面的に変

化し、成長していくことを目的とした、主体的な活動である、ということができません。読書活動の推進とは、そうした変化・成長が効果的に行われるための、広い意味での環境整備や、支援活動を目指します。

2 計画の目的

青年期前期までに適切な読書の習慣を身に付け、乳幼児期の「与えられる読書」から「主体的な読書」への円滑な移行と習慣付けを行うことが、子どもの読書活動にとって大切です。

現在、飯山市では各施設や団体が様々な形で子どもの読書活動を支援していますが、より充実させるためには、家庭、保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校、子育て支援施設、ボランティア団体等多くの関係機関、団体が同一目標に向かって連携していく必要があります。

今回も、飯山市の子ども読書活動推進計画では、まず関係機関の事業実態と現状を把握し、連携を高めることを目的とします。ただし、子どもの自主性を最重要視し、押し付けでない施策を講じることとします。

3 計画の期間

平成 31 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

4 計画の推進

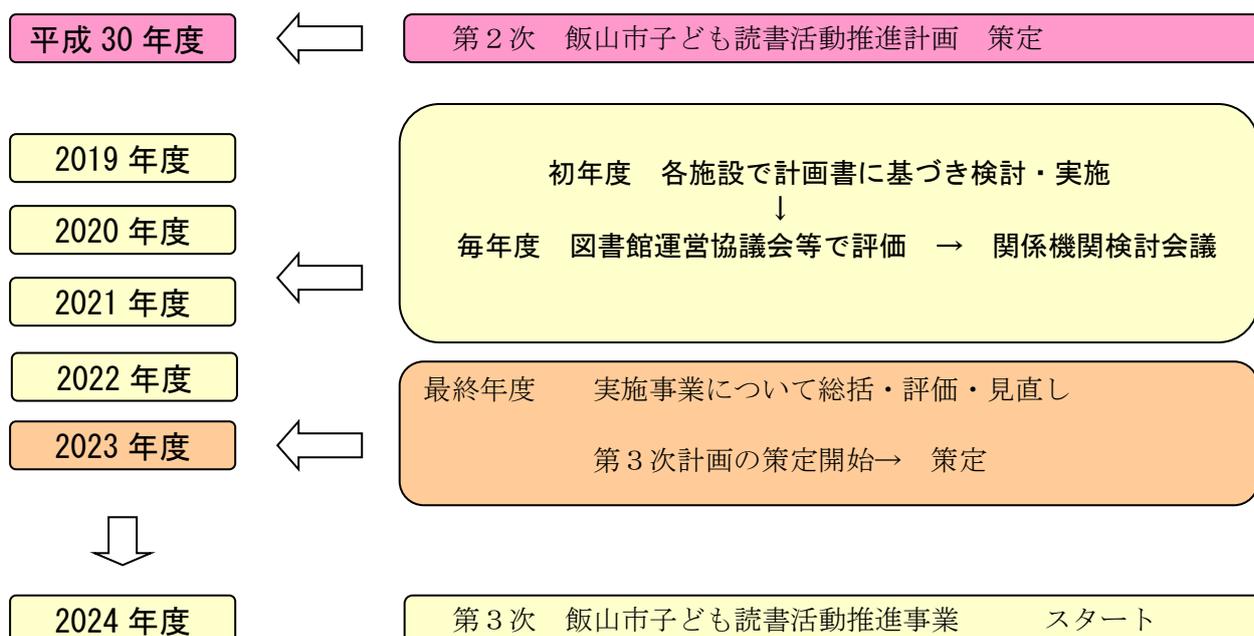
(1) 推進主体

家庭、地域、保育園、幼稚園、小・中・高等学校、市立飯山図書館、市とします。

(2) 進行管理

毎年度の図書館運営協議会にて実施状況を公表するとともに、関係機関に報告、協議します。

なお、最終年度に総括するとともに、3次計画について策定をすることとします。



第3章 飯山市の子ども読書活動の現状

1 市立飯山図書館

飯山市の図書館は、明治22年に下水内教育会に図書館が設置されたのが始まりです。その後、飯山町立図書館として飯山小学校の一室で継承。終戦後の混乱時に一時閉鎖となりましたが、昭和28年公民館の一室で町立図書館が3,000冊程度で開館しました。翌29年には、市町村合併により市立飯山図書館となり現在に至ります。

なお、昭和53年3月には移動図書館車「ゆきつばき号」が市内32カ所で巡回を開始、平成元年には新図書館が竣工、平成7年秋から保育園貸出がスタート、平成14年度にはコンピューターの稼動とブックスタートが開始、平成29年度からセカンドブック（出生祝い事業）が開始されました。

また、平成30年度から祝日開館を開始しました。

(1) 蔵書

図書館蔵書は、約123,000冊（H30年3月末）で、このうち子どもに関する蔵書としては次のとおりです。

資料区分	冊数
児童図書(小・中学生向け)	17,665
絵本	11,405
紙芝居	1,148
計	30,218

蔵書全体の約1/4が乳幼児・児童図書です。なお、図書の分類上18歳までの子ども全体としての蔵書数は把握できていません。

(2) 子ども読書活動推進事業

市立飯山図書館において、年間を通して子ども向けに行っている事業として、「絵本とわらべうたの会」、「おはなしひろば」、「親と子の絵本講座」、「ブックスタート」、「セカンドブック（出生祝い事業）」があります。

「絵本とわらべうたの会」

毎週木曜日に開催し、年間48回を数えます。0歳児から概ね保育園等入園前の乳幼児を対象としています。わらべうたを中心にした親子対象のおはなし会ですが、各回平均7組の参加があり好評を得ています。

「おはなしひろば」

毎月第2を除く日曜日に開催し、年間36回程度となっています。対象は保育園・幼稚園児及び小学校低学年です。内容は、絵本の読み聞かせや手遊びなどのおはなし会で、各回平均7組の参加があります。

「親と子の絵本講座」

4講座を年1回開催しています。就学前の子どもと親を対象に年齢の発達段階に合わせた講座を行っています。

「ブックスタート」

飯山市では平成14年から開始しています。生後5カ月の乳児を対象に、毎月1回保護者と乳児の参加をいただき絵本1冊のプレゼントや絵本の選び方、わらべうたなど乳児との

時間の持ち方などについて司書から説明しています。

「セカンドブック（出生祝い事業）」

飯山市では平成 29 年度から開始しています。出生祝品として 10 カ月児健診時に、司書が選書した 10 冊の絵本から保護者が選んだ本を 1 冊贈呈します。

これらの事業は、0 歳児から概ね就学前の乳幼児期における絵本、読書に親しむ活動として重要であり、今後とも充実、継続していく必要があります。

なお、ファーストブックとしての「ブックスタート」とセカンドブックとしての「セカンドブック（出生祝い事業）」は、間が近接しているため検討が必要です。

このほか、年間 1 回程度実施している事業として、「春・夏休み体験教室（飯山市公民館主催）」、「子ども読書の日おはなしひろば特別版」、「夏のおはなしひろば特別版」、「クリスマスおはなし会特別版」、「図書館まつりおはなし会特別版」があります。体験教室は、小学生の春・夏休みの期間を利用して工作などの体験を通して図書館に親しんでいただくという目的があり、図書館まつりにおける様々な行事も同様です。

(3) 子ども読書活動推進のための各施設との連携事業

市立飯山図書館では、保育園や小・中学校等と連携し本の貸し出しや司書のスキルアップや連携を密にするための研修や会議等を行っています。

保育園貸出

飯山市内には公立保育園が 9 園（現在 1 園休園中）、あります。年 4 回、約 180 冊ずつを入れ替えて貸し出しをしています。平成 7 年度から実施しているため本の傷みも多く、毎年更新が多くなっています。

飯山市司書連絡協議会

市立飯山図書館司書と市内小・中学校図書館司書との連携を図るために、年 3 回の司書連絡会を開催しています。

施設見学・職場体験

小学生の施設見学も多くの学校で実施しています。普段立ち入ることが出来ないバックヤードの見学やお話し会など、図書館に興味を持ってもらえるよう配慮しながら受け入れています。平成 30 年度は初めて小学生の職場体験を受け入れました。

中学校では、生徒の職場体験を受け入れています。2 日間で 2~4 名程度の生徒が、カウンターや配架作業など図書館の仕事の一部を実際に体験しています。

子どもの読書活動を推進していくためにはその環境が大切であり、特に図書に関わる司書の役割が重要です。個々のスキルアップとともに、司書が連携して飯山市の子ども達の読書環境を整備していく必要があります。また、施設見学や職場体験を通して子ども達に読書環境に慣れ親しんでいただく機会を提供していくことも必要です。

(4) 移動図書館車の巡回

移動図書館車「ゆきつばき号」は、水曜日、金曜日の週 2 回運行し、41 ステーションを 2 週間かけて巡回しています。市立飯山図書館の遠隔地の市民の皆さん、いわゆる交通弱者対策として実施しているものですが、家庭の近くまで図書館が移動するこの事業は、特に高齢者の方に喜ばれています。子どもにおいても、祖父母や両親が手軽に借りることができ、家庭で常に本があることは子どもの読書環境に大きな役割を果たしています。

2 保育園・幼稚園

飯山市内の公立保育園は9園（現在1園休園中）、私立1園、幼稚園1園があります。蔵書数は、500冊から1,400冊程度が大半です。課題であった図書の充足、更新はあまり進まず、蔵書数は減少傾向にあります。それを補い、質の良い絵本や紙芝居に出会える市立飯山図書館からの貸し出し事業は、今後も継続していく必要があります。

絵本、紙芝居の読み聞かせは各園とも毎日2回以上行っており、1回の時間は5分から10分です。母親の産休明け・育休明けの入園が増加し、低年齢児向け蔵書の充実と1対1の応答的な読み聞かせ時間が以前より多くなっています。園の利用時間が増えたことで読み聞かせ時間が増えている傾向にあります。また、ボランティアによる読み聞かせを実施している園が多くあります。

現状では、保育園、幼稚園における読書活動は十分実施されており、これまでより更に家庭による読み聞かせに代わる傾向があります。しかし家庭で読書活動への興味や関心を持ってもらう事が今後の子どもの読書活動に重要と認識し、現在行っている家庭への本の貸し出しを蔵書の補充をしながら継続していく事が求められています。

3 小・中・高等学校

小学校

市内小学校7校の蔵書数は、統合や規模により異なりますが平均約7,300冊で、1人当たり冊数は29～129冊となっています。必ずしも少ない冊数とは言えませんが、古い書籍もかなり多く、書籍の更新が課題となっています。

朝または昼の「読書の時間」については、各小学校とも週1～5回、10～15分間実施しています。読書週間も年1～2回設けており、様々な事業を計画されて実施し、ビブリオバトルなども取り入れられています。また、市民ボランティアとの交流も大半の学校で実施されています。

図書貸出については、学校間、学年・学級間により異なっており、全体的な傾向は見取れませんが、高学年になると減少する傾向はあります。

また、特徴的な図書館・読書活動の調査では、図書館を中心に取り組みが見られますが、特に、「家読（うちどく・家で本を読むこと）」など図書館の資料を利用した読書活動の契機となるような活動が求められています。

中学校

市内では現在2校の中学校があります。蔵書数はそれぞれ10,000～11,000冊で、1人当たり冊数は35～44冊です。朝読書はそれぞれ週5日、5～10分間実施しています。読書週間については、年1回開催されています。特徴的な活動として、総合単元への資料提供、ミニビブリオバトルを挙げています。今後さらに積極的に進めていく必要があります。

貸出冊数については、年間6～35冊と小学校と比較しても極端に少なくなっており、今後の課題です。

高等学校

市内に高等学校は統合されて1校あります。他にも飯山市の子どもが多く通学している下高井農林高等学校がありますが、調査では市内1校を行いました。蔵書数は、約30,000冊と多くあります。貸出冊数は年間8～18冊となっています。特に3年生は進学関係で増加しています。

アンケートには、「1、2学年時は探究学習・課題研究の資料収集のため年間を通して図書館を利用する生徒が多いが、授業時はパソコン教室（インターネット）を利用する生徒が大半である。」そうです。情報化社会の中で高校の授業でパソコン、スマホが使えるようです。

養護学校

市内に養護学校（小中高等部）が1校あります。蔵書数は、1,750冊と少なく、日々の生活（授業）の中で、個に応じた読み聞かせを行っています。

アンケートには、「図書購入費が少ない。子どもたちにわかりやすい大型絵本がもっとあるとよい。」とありますが、市立図書館は、移動図書館車や団体貸出によりお手伝いができます。

4 地域（公民館等）・家庭

家庭が子どもの読書活動推進のための核ですが、地域でも支援する活動が必要です。公民館は、図書室機能も果たすことが求められています。子どもの周辺にいる大人たちが読書環境を整えることが必要です。

市内には、10の地区公民館があります。今回の調査によると図書室として設けてある館は9館です。前回調査では3館が蔵書もありませんでしたが、廃校の高校図書館と市立図書館の除籍本、本のリサイクル市、地区住民からの寄贈により2館増加しました。残り1館も市立図書館の団体貸出により対応しています。

9館の蔵書数は、50～2300冊と幅がありますが、蔵書数の多い館は個人寄贈によるところが大きいです。地区公民館で図書予算を設けてあるところは前回同様1館のみでした。

公民館は地域のよりどころと言われています。また図書館も最近では居場所としてクローズアップされていますので、地域ではまず地区公民館図書室の充実が求められているように思われます。ひとつには、読書活動を推進するための図書室の充実、もうひとつに地区郷土資料の積極的な収集が挙げられます。地域の子どもが、地域の人と、地域の公民館図書室で地域のことを調べられることは大切なことです。そのために市立図書館も移動図書館車や団体貸出によりお手伝いができます。

子ども読書活動推進の核である家庭での取り組みについては、今回も具体的な調査を実施していませんので詳細は不明ですが、就学前の子どもには、市立飯山図書館のブックスタートから始まる各種事業、保育園の家庭への貸出、小・中学校でも本の団体貸出を行っており、家庭で本と向き合うための周辺の環境整備は整っていると思われます。

そこで重要なのは、親子等で読書の時間を作ることが出来るかどうかだと考えられます。当初計画により「テレビを消して読書の時間」などを設けて、大人と一緒に子どもが読書の時間を持てるようにとの考えで実施しています。まず大人たちが、積極的に読書環境を作ることが、やがて自主的に子どもたちが読書に親しむことができることにつながっていくと考えられます。

5 ボランティア団体

市内の読書活動グループは6団体あり、幼稚園・保育園、小学校、児童館等にボランティア活動として読書会などを行っており、各施設で大変喜ばれています。これらの団体はそれぞれ自主的に結成され、各団体独自に活動されています。市立飯山図書館では、横のつながりを取るための意見交換会など検討していく必要があります。

第4章 推進のための具体的な取り組み

はじめに

飯山市の子どもの読書活動を推進していくためには、家庭・地域、保育園や幼稚園、小・中・高等学校、市立飯山図書館、そして関係する機関等がそれぞれの分野で事業を進めるとともに、一体化して推し進める必要があります。

市民全体の啓発活動として、長野県が定めた毎月第3日曜日の「家庭の日」に併せ、飯山市では「親子読書の日」として定め、20分間の「テレビを消して親子読書」を引き続き実施します。また、国が定めた「子ども読書の日」である4月23日についても、市立飯山図書館や学校図書館などで子どもの読書活動推進の契機となるような事業を実施します。

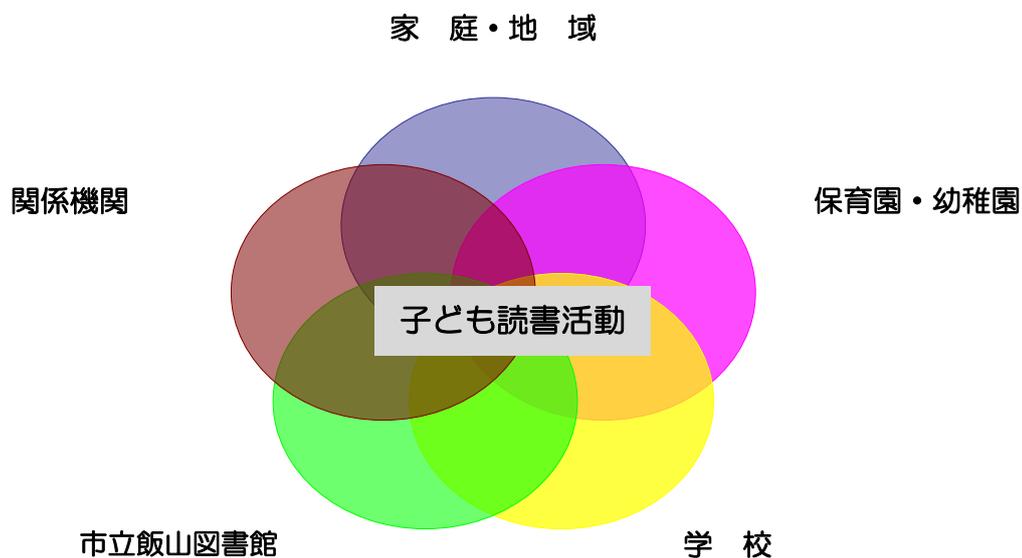
本計画では、読書を通じて、質の高い学力の基盤となる言語力を育成するとともに、感性を磨き、想像力や表現力の豊かな子どもを社会全体で育成することを目指して、「ことばの力」を豊かにはぐくむ読書活動を推進します。

質の高い学力とは

- ◆ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ◆ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ◆ 主体的に学習に取り組む態度

これらの要素が統合された学力を「質の高い学力」ととらえます。

以下に、事業の取り組みについて分野ごとに触れていきます。



1 家庭・地域での取り組み

① 家庭における読書活動の推進

今日の多様なメディアの発達・普及で、家庭における子どもの読書時間が減少していることが懸念されています。2006年の「子ども白書」では、子どもの長時間のメディア接触がもたらす現象として、言葉の力の未発達などを挙げています。また、小・中学生、高校生ともに学校が終わってからの時間の過ごし方として、読書よりテレビを見たり、テレビゲームやパソコンのゲームをしたりする方が多いという結果が出ています。さらに、子どもの読書時間が、特に学年が進むほど減少してしまうと多くの保護者が憂慮しています。

子どもの読書習慣は、毎日の生活の中ではぐくまれます。生活の基盤となる家庭は、子どもの読書活動の始まるの場所であり、日常的に子どもが本と出合える場所でもあります。そこで、家族が読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりすることが大切です。飯山市では、保育園や小・中学校で図書の貸し出しを行っています。保護者は積極的に活用し、子どもと読書の時間を作るようにしたいものです。

長野県では、家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。引き続き、飯山市でもこの日を「子ども読書の日」として定め、20分間の「テレビを消して親子読書」を推進することとします。当面月1回の設定で行います。

家庭での取り組み

① 読書習慣の形成

保護者自ら読書に親しむこと、また読み聞かせを行うなど、子どもと一緒に本を楽しむ時間をつくり、家庭において子どもの読書習慣の形成に努めましょう。

② 子ども読書活動情報の収集

地域や学校等で開催される子どもの読書に関する講演会や、講座、講習会、お話し会等へ積極的に参加し、子どもの本や読書について新情報をキャッチしましょう。

③ 図書館の積極的な活用

図書館等を利用しながら、子どもの身近にいつも本がある読書環境を作りましょう。

④ 「テレビを消して親子読書の日」の設定

毎月第3日曜日の「家庭の日」にあわせて「子ども読書の日」と定め、20分間の「テレビを消して親子読書」に取り組みましょう。

② 地域における読書活動の推進

地域での取り組みでは、まず公民館図書室の充実・活用が大切だと考えられます。身近な地区公民館に図書があることは、手軽に親子読書が可能となります。さらに、地域の特徴的資料を配備することにより小・中学生の郷土学習にも役立つはずです。

現在、1地区を除きほとんどの地区公民館では整備、活用されていない状況ですが、図書室の整備を引き続き進めます。市立飯山図書館でも、図書の整備支援について市立図書館の除籍本、本のリサイクル市などにより支援します。

また、移動図書館車や団体貸出により一層の利用を進めます。

地域での取り組み

① 地区公民館図書室を整備し、親子読書推進を図ります。

② 移動図書館車の利用促進を図ります。

2 市立飯山図書館での取り組み

市立飯山図書館では、123,000冊の蔵書があり、そのうち約25%、3万冊が児童書や絵本、紙芝居です。飯山市では、人口比等から12万冊の蔵書を目指しています。市立飯山図書館は、子どもたちにとってたくさんの本と出合える施設であり続けるために、毎年度発刊される新書の充実はもちろん、人気や評価の高い書籍の更新などを進めていきます。

図書の貸し出しについては、システム化により1回、1人10冊まで貸し出しをしています。また、幼児から小・中学生、高校生等年代に応じた配架をして、探しやすく、手に取りやすい工夫をしています。ブックスタート時においては、乳児の貸出カードを希望により作成し、貸し出しの契機としています。また、移動図書館の利用促進も図ります。

今後ともこうした工夫を積み重ね、使い勝手の良い図書館を目指します。

市立飯山図書館の取り組み

① 児童資料の整備・充実

引き続き魅力ある子どもの本の収集に努め、子どもと本の出会いの場を提供します。中・高校生向けには、10代の興味や好奇心を満たし、この世代が抱える問題や悩みを解決する助けとなる資料を充実し、大人への入口に立った中・高校生が子どもの本から大人向けの本へとスムーズに移行できるよう支援します。

保護者に対しては、子どもの本に関する資料の収集を行い、情報提供を図ります。

② おはなし会等の行事の充実

親子で参加できるおはなし会の開催を継続して進めるとともに、図書館業務体験など、子どもと本が出会える機会の充実を図ります。

「絵本とわらべうたの会」は、若いお母さん達にわらべうたを知っていただく、親子のふれあいのきっかけにする、小さいころから絵本に親しむ環境を整えるにとっても大切な事業であり、さらに充実・推進します。

③ レファレンス・読書相談・学習相談に対する対応の充実

子どもからの本の相談やレファレンス、保護者からの読書相談に的確に対応することは、子どもの読書活動推進の上で非常に重要です。司書のサービスや資料に関する知識・技術の向上を目指すとともに、相談業務の充実を図ります。

④ 図書館からの情報の発信

子どもと本に関する情報を広く収集するだけでなく、各年齢に応じた図書リストの作成、図書館ホームページでの子どもの本に関する情報の充実等、積極的な情報発信を行います。

⑤ 保育園・学校図書館への支援

現在実施している貸出制度を充実させるとともに、選書や運営に関する相談等、学校図書館活性化のための支援を行います。選書支援として、新刊児童書情報の提供の方法について検討を進めます。

⑥ 市内図書施設への支援

地区公民館図書室支援のためリサイクル本の提供や図書情報提供を実施します。

⑦ ボランティアとの連携・協働・育成

読み聞かせのほか、様々なサービスについて、ボランティアとの協働の方法と可能性について検討します。

⑧ 外国人の子どもや帰国児童生徒、障がいのある子ども等への支援

様々な言語で書かれた絵本や読み物、市内や県内で発行された各種言語パンフレット等を収集します。また、障がいのある子どもに対しては、関係者の要望をお聞きしながら施設の整備や、必要な資料（大活字本など）の充実を図ります。

⑨ ブックスタート事業の継続

平成14年から開始されたブックスタート事業を引き続き実施します。

⑩ セカンドブック（出生祝い事業）

平成29年度から開始されたセカンドブック（出生祝い事業）を引き続き実施します。

⑪ 移動図書館車の利用促進

家庭での読書環境の充実の面からも一層の利用促進を図ります。

⑫ 資料の再活用

本を有効に活用し、読書環境を整える一助とするため、廃棄図書のリサイクルを行うこととし、図書館で不用になった本を保育園や学校、地域施設等に提供することを検討します。

3 保育園・幼稚園における取り組み

乳幼児期は、様々な言葉を覚えていくとともに、人間形成の基盤となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や、健全な生活を営むために必要な態度等が培われる時期です。現在、市内の乳幼児教育を行っている施設では、安心できる環境のもとに、身近な人と心を通わせる中で絵本や物語に親しむ取り組みをしています。

絵本や物語などで、言葉の響きやリズムに触れ、使う楽しさを味わったり、その内容と自分の経験を結びつけ想像を巡らしたりする楽しみを十分味わうことができるよう、ボランティアの協力を得ながら、多様な読み聞かせやブックトーク等の活動を行います。

保育園では、本の貸出や未就園児親子に対して読み聞かせを行うなど、その大切さや意義を伝え、家庭での読書習慣へのサポートを実施しています。なお、蔵書数の更新や充実していく必要や、その際の選書などの学びの必要があります。

保育園・幼稚園の取り組み

① 園文庫の充実

自らが主体的に生活し、遊び＝学びに向かえる環境を整える中で、絵本紹介コーナーや落ち着いて読み聞かせできるコーナーを設けるなど園文庫の環境も工夫や見直しが行われています。低年齢児の入園も多くなり、年齢、発達に合った蔵書や選書の充実を図ります。

② 読み聞かせの推進

各園で毎日2回以上は実施しています。

③ 園文庫の貸し出しの促進と親子読書の推進

絵本の貸し出しとともに、保護者自身の読書活動や保護者による子どもへの読み聞かせの重要性について啓発を行います。

④ ボランティア団体との交流推進

ボランティアによる園への読み聞かせ支援は、単に読み聞かせの支援だけではなく、周囲の大人との交流としても大切なものとなっています。ボランティア団体の自主性を大切にしながら、今後とも積極的に交流を推進します。

4 学校における取り組み

学校図書館には、子どもが自由に読書でき、本に親しむ「読書センター」としての機能と、必要とする情報を選択し、自発的・主体的な学習活動を支える「学習情報センター」としての機能があります。

「文字・活字文化振興法」第3条第3項及び第8条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定しています。さらに、平成20年及び21年に改訂された学習指導要領においては、言語活動の充実が求められています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。また、語彙の広がりをはじめとして、言語力が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。

市内小・中学校のすべて全校一斉の読書活動が行われており、子どもたちが進んで本に親しむための取組が行われています。また、図書委員会を中心に、本の紹介や読書を活性化するための様々な活動も行われています。

国語科をはじめとする各教科や総合的な学習の時間等の授業でも学校図書館を利用しており、読書の幅を広げたり調べ学習等に活用したりしています。

一方で、一定の蔵書数があるもののかなり古いものが多くなっており、今後さらに図書資料を更新し、整備していく必要があります。

学校での読書活動を支えるために、小学校では読み聞かせ等ボランティアによる読書活動が年々増加していますが、中学校ではほとんど行われていないようです。地域の大人との交流を深める観点からも退職教員や市立図書館司書などとの協力を検討します。

学校での取り組み

① 図書館の充実・改善

「計画－実行－評価－改善」というマネジメントサイクルに基づく学校図書館の運営や読書指導を推進していくことで、学校図書館の充実・改善を図っていきます。

② 子どもの読書活動推進

読書週間を設けたり推薦図書や必読図書を決めたりする等、多様な読書活動を展開し、読書に対する子どもの意識を啓発し、読書に親しむ機会を増やしていきます。

③ 図書館の環境整備

学校図書館が子どもたちにとって親しみやすく有効に活用できるよう、人的整備を含め、利用しやすい配架や掲示を行うなど、環境整備に努めていきます。

④ 図書資料の充実・更新

子どもが読みたい、調べたいと思ったときに、適切な図書資料を手にすることができるよう、図書資料の充実・更新に努めます。

⑤ 各図書館との連携

各学校の読書活動に関する情報交換や図書資料の貸出等、学校図書館間や市立図書館との連携・協力体制を築いていきます。

⑥ 「子ども読書の日」に合わせた読書活動の推進

小・中学校においては、各学校の実情に応じて、「子ども読書の日」に時期を合わせた読み聞かせや図書の紹介等、読書活動推進のための取組を行っていきます。

⑦ ボランティア団体との交流促進

小学校では引き続きボランティア団体との交流を促進します。中学校については、学校の実情などを考慮しながら検討していきます。

第5章 家庭の日の親子20分間読書の推進

家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身に付け、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。そこで、家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、長野県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

子ども読書活動においても、毎月第3日曜日の「家庭の日」に併せて「親子読書の日」として設定し、20分間を目安として、テレビを消して読書の時間を設けることとします。市民の皆様の自主的な取り組みに期待し、こうしたことを契機として、継続的に親子で読書の時間を持てるよう市としても啓発活動を行います。

第6章 関係機関との連携・協力

1 ブックスタートの実施

赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、抱っこの温かさの中で優しく語りかけてもらう時間が大切です。ブックスタートとは、地域のすべての赤ちゃんと保護者に、「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら、絵本を手渡す運動のことです。

飯山市では平成14年度からスタートしています。保健センターで行われる毎月4カ月児健診時においてブックスタートのお知らせを行い、5カ月の赤ちゃんを対象に毎月第2日曜日に市立飯山図書館において実施しています。

今後も健診の担当課である保健福祉課と連携し、ブックスタート事業の周知を図ります。また、保護者の理解がより高まるように内容についても検討していきます。

2 図書館職員やボランティアによる保育園・学校等でのおはなし会などの読書啓発

市立飯山図書館では、保育士研修会・学校行事時の保護者への啓発・研修、子育て支援センター、児童センターへの読み聞かせ講座などを実施しています。ボランティア団体は保育園や幼稚園、飯山市子ども館「きらら」をはじめ児童センター・児童館、小学校等において読み聞かせ等のボランティア活動を行っています。

子どもたちの読書環境は、各施設の努力もあり整いつつあると思われませんが、子どもを取り巻く保護者をはじめとする大人たちへの啓発活動が今後より求められています。各施設の行事等における読書啓発活動について、各施設と連携しながら進めます。

また、保育園等では絵本の傷みが激しいことから、保育園の希望があれば補修の研修会についても検討していきます。

3 学校から図書館への訪問受入れ

市内小学校から市立飯山図書館に施設見学が行われています。閲覧室をはじめ閉架書庫の見学や、司書による読み聞かせなども行っています。

今後とも学校担当職員と検討しながら、積極的に受け入れて図書館に慣れ親しんでもらう活動を行っていきます。

4 職場体験学習の受入れ

市内中学校生徒による職場体験は、各学校とも2~4名を受け入れています。利用する立場から利用していただく立場の視点で体験することにより、図書館についての理解もより深まるものと期待されます。

受け入れにあたっては、学校担当職員と打ち合わせを行っていますが、学校の期待する部分と受け入れ側の想いを共有しながら、より良い職場体験学習を進めていきます。

5 職員間の情報交換

市立飯山図書館司書と市内小・中学校図書館司書との定期的な連絡会を年3回開催し、推薦図書等についての意見交換を行っています。また、保育園では司書が講師を務め、読み聞かせの職員研修を行っています。今後も継続して子どもの読書環境の向上を図ります。

なお、高等学校司書との連携を今後も継続していきます。

6 読み聞かせボランティアグループへの支援と研修会の実施

市内ボランティアグループは、現在6団体あります。それぞれ自主的に結成され、独自に学校、保育園等で読み聞かせのボランティア活動を行っています。

飯山市では、各ボランティアグループの意向をお聞きしながら、市としてどのような支援ができるか検討します。具体的には、グループ全体の交流会議、研修会や横のつながりを取るための意見交換会などの開催等について検討を進めます。

第7章 広報・啓発等

1 広報

本計画は、子どもの読書環境整備を社会全体で取り組んでいこうとするものです。本計画の関係課・機関はもとより、保育園・幼稚園・子育て支援施設・学校など、子どもと読書にかかわる取組を行う機関や団体が、互いに連携を深め、それぞれの取組を進めていくことが重要です。

子どもだけでなく、子どもの周囲にいる大人への啓発を含め、本計画の広報啓発活動を行いながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する気運の醸成を図っていきます。

広報・啓発等

① 飯山市子ども読書活動推進計画についての啓発

事業実施課・機関における広報紙やホームページなどを使って啓発を行います。また、保育園・幼稚園・学校などの保護者懇談会などにおいても啓発活動を進めます。

② 図書館だよりの充実

事業実施については、毎月発行の「図書館ニュース」の中でタイムリーに広報します。

2 ブックリスト作成と普及

市立飯山図書館では、年代に合せたブックリストを作成しています。乳幼児期の「この本読んで」、「小学校低学年」、「小学校中学年」及び、短いおはなしから物語への移行期に向けた「小学3年生向け」の4種類を発行しています。

小学校高学年は現在作成中です。中学生向けについては未着手となっています。他の発刊済みについても更新を検討していきます。

ブックリストの作成と普及

① 乳幼児期・小学校低・中学年ブックリストの更新

順次更新を進めます。

② 小学校高学年、中学校向けブックリストの作成

学校図書館司書等とも連携し、作成に着手します。

第 8 章 具体的目標

子ども読書活動推進のための具体的な取り組みについては前章に掲げたとおりですが、施設・項目別にトピック的に抽出したのが下記の表です。

項 目	平成 30 年度現状	2023 年度年目標
家庭 親子読書の日	毎月第 3 日曜日 H26 設定	継続実施・普及
地域 公民館図書室整備	9 カ所整備	10 カ所整備
市立図書館 児童図書蔵書数	30,218 冊	32,500 冊(紙芝居等含む)
ブックスタート	実施中	継続実施
読み聞かせ等講座	実施中	拡充実施
市内図書施設支援	リサイクル本、 廃棄図書の活用	継続実施
ブックリスト作成	乳幼児・小学低・中・高学年 短いおはなしから物語への移 行期に向けた小学 3 年生向け	更新
	中学校 未実施	発刊
ボランティア支援	ボランティア保険未加入	意見交換会・研修会等実施
子ども読書の日	H28 から実施中	継続実施
保育園 読み聞かせ	毎日 2 回以上	継続実施
図書資料の更新	実施中	拡充実施
ボランティア交流	実施中	継続実施
図書コーナー環境整備	実施中	継続実施
小・中学校 子ども読書の日	読書旬間・週間に併せて実施	拡充実施
ボランティア団体との交流	実施中	継続実施・中学校検討
図書の整備	実施中	継続実施
図書館環境整備	実施中	継続実施
高校 図書の整備	実施中	継続実施
ボランティア団体 保育園・学校交流	実施中	拡充実施 意見交換会
関係機関との連携・協力	一部実施中	拡充実施 定期的な会議の開催
広報・啓発	実施中	拡充実施 広報の充実

飯山市子ども読書活動推進計画

～資料編～

資料 1 飯山市子ども読書活動アンケート調査

資料 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料 3 飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

資料 4 飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿

1 読書活動の状況

1) 保育園・幼稚園

① 園蔵書数

園名	冊数
しろやま保育園	846冊
あきは保育園	655冊
木島保育園	1,446冊
秋津保育園	約500冊
いずみだい保育園	620冊
常盤保育園	750冊
瑞穂保育園	690冊
とがり保育園	687冊
めぐみ保育園	絵本3,814冊、紙芝居535冊
中央幼稚園	絵本600冊、紙芝居320冊

② 絵本の読み聞かせ、読み語り、紙芝居の現状

園名	週回数	週回数にクラスによる相違あり・その他	1回の時間	備考
しろやま保育園	15回以上	3回×5日 延長保育利用の子は、5回×5日	5分～10分	
あきは保育園	10回	クラスにより相違あり	5分～10分	
木島保育園	15回	1日3回（朝、午睡前、帰り）	5分～10分	
秋津保育園	毎日	クラスにより相違あり	10分～15分	
いずみだい保育園	15回	各クラス1日に3回は、絵本・紙芝居を読み聞かせています	5分～10分	
常盤保育園	10回位	クラスにより相違あり	10分程度	
瑞穂保育園	10回	クラスにより相違あり	5分～10分	
とがり保育園	1日2～3回	クラスにより相違あり	5分～10分	
めぐみ保育園	10回	1日2回～3回×5日	10分～15分	
中央幼稚園	5回	午睡の前、活動の前、自由遊びの中で（個々）絵本の時、紙芝居の時とあります	5分以内 (年少・年中)	

③ 園でおこなっている特徴的な読書活動

しろやま保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる読み聞かせを月1回行っている ・安心子ども文庫を、毎月1回親子で選び借りる ・市立飯山図書館の絵本を、週1回貸し出している
あきは保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる読み聞かせを、月1回行っている ・安心子ども文庫を、月1回保護者が選び貸し出している ・市立飯山図書館の絵本を週1回貸し出している
木島保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる読み聞かせを月1回、各クラスで20分程度行っている ・安心子ども文庫を、月1回親子で選び借りる ・市立飯山図書館の絵本を、週1回貸し出している
秋津保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる読み聞かせを、月1回行っている ・安心子ども文庫を、月1回親子貸し出している ・市立飯山図書館の絵本を、週1回貸し出している
いずみだい保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・市立飯山図書館の絵本を、週1回貸し出している ・安心子ども文庫を年齢に合ったクラスに配分し読み聞かせする
常盤保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・市立飯山図書館の絵本を、週1回貸し出している ・子育て関係本の母親文庫があり、保護者がいつでも借りられるようになっている
瑞穂保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせの方によりクラス毎に読み聞かせを行っている ・菜の花咲かせる会より寄贈の絵本を整った環境の下で見ている
とがり保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・安心子ども文庫を週1回、保護者が選び貸し出している ・市立飯山図書館の絵本を、週1回貸し出している ・人権週間に市図書館より人権に関わる絵本を借りて読み聞かせをする
めぐみ保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・読んだ本は創作、民話、翻訳、健康、化学、その他に分類、記入して偏りが出ないようにしています。 ・年度末には、1年間の絵本・紙芝居のまとめをし、来年度に反省を生かせるようにしています。
中央幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢別に絵本を分けて配置。 ・週末に1冊絵本を貸出し、家庭で読み聞かせをしていただく。

* 安心子ども文庫…平成22年度に県の「ふれあい環境事業」で配置される。本棚は県の木材を使用しており、絵本は200冊程あります。

2) 小・中学校

① 学校図書館蔵書数

小 学 校	冊 数	児 童 ・ 生 徒 数	一 人 あ た り の 冊 数
秋 津 小 学 校	7,433	127	59
飯 山 小 学 校	9,773	338	29
泉 台 小 学 校	5,774	92	63
常 盤 小 学 校	6,657	70	95
戸 狩 小 学 校	8,567	121	71
東 小 学 校	6,301	49	129
木 島 小 学 校	6,878	136	51
合 計	51,383	933	55

中 学 校	冊 数	児 童 ・ 生 徒 数	一 人 あ た り の 冊 数
城 南 中 学 校	11,499	325	35
城 北 中 学 校	9,851	225	44
合 計	21,350	550	39

② 朝読書に関する調査

小 学 校	朝読書の有無	週 回 数	備 考
秋 津 小 学 校	有	週1回	8:20~8:35
飯 山 小 学 校	有	週4日	朝
泉 台 小 学 校	無	水曜日以外の平日	清掃後5校時開始前10分間
常 盤 小 学 校	有	週3回 (月・水・金)	集会等がない場合、火・木曜日も
戸 狩 小 学 校	有	朝(月曜日) 昼(週4回)	朝 8:20~8:35 昼 13:45~13:55
東 小 学 校	有	週2回	8:25~8:40
木 島 小 学 校	有	週2回	8:25~8:40

中 学 校	朝読書の有無	週 回 数	備 考
城 南 中 学 校	有	週5日	8:10~8:20
城 北 中 学 校	有	週5日	平日、毎朝5分間

③ 読書週間に関する調査

小 学 校	読書週間の有無	回 数	内 容
秋津小学校	有	秋1回 旬間	おはなし給食、内藤文庫の投票、家読、先生方のオススメ本など
飯山小学校	有	読書旬間 (2週間)	図書委員会企画、お話献立、ボランティアによるお話会など
泉台小学校	有	年2回 (5月・11月)	外部講師による読み聞かせ、読書ビンゴなど
常盤小学校	有	年1回 2週間	読書郵便、図書委員によるパネルシアター、先生による読み聞かせ、読書ビンゴ、おはなし給食
戸狩小学校	有	年1回 2週間	図書委員会や先生方、外部講師による読み聞かせ、おはなし献立、家族読書、読書郵便、なかよし読書
東小学校	有	年1回 2週間	読書スタンプラリー、ビブリオバトル、図書集会、先生や図書委員、ボランティアによる読み聞かせ、おすすめ本の紹介掲示、おはなし給食
木島小学校	有	年1回 秋に旬間	図書委員や先生による読み聞かせ、おはなし給食、姉妹学級の読書交流、家庭読書など

中 学 校	読書週間の有無	回 数	内 容
城南中学校	有	年1回 秋に旬間	城北中学校とのコラボ企画、先生方のオススメ本紹介など
城北中学校	有	10月又は11月 1週間	城南中学校とのコラボ企画、ミニビブリオバトルなど

④ 市民ボランティアとの交流に関する調査

小 学 校	市民ボランティアとの交流の有無	回 数	内 容
秋津小学校	有	読書旬間中	1、2、3年の回、4、5、6年の回、計2回ボランティアに読み聞かせをしていただく
飯山小学校	有	週1回	朝の読書の時間、3名のボランティアが各クラスで読み聞かせ
泉台小学校	無		
常盤小学校	有	毎週月曜日と水曜日	ボランティアによる読み聞かせ ・月曜日、1～3年生 ・水曜日、4～6年生
戸狩小学校	無		
東小学校	有	読書旬間中	高・中・低学年それぞれにむけて、読み聞かせやブックトーク。
木島小学校	有	毎週月曜日 毎週火曜日	朝読書の時間に市民ボランティアが1年生に毎週、2年生に月1回読み聞かせ。 保護者ボランティア3名が全学年順番に読み聞かせ。

中 学 校	市民ボランティアとの交流の有無	回 数	内 容
城南中学校	無		
城北中学校	有	各学年 年1回ずつ	コミュニティスクールとしての読み聞かせ

⑤ 特徴的な図書館・読書活動に関する調査

全小学校 共通の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・団体貸出をした市立図書館の本を、学級文庫として設置している。 ・図書館入り口などに、季節等、テーマに沿った本の展示や紹介をしている。 ・各旬間・週間に合わせた、図書の展示と紹介をしている。 ・おはなしの中に登場するメニューを再現した、おはなし給食をしている。
---------------	---

小 学 校	特徴的な図書館・読書活動の有無	内 容
秋津小学校	有	内藤文庫関係 (尊徳祭、投票、お礼の手紙を通しての交流など)
飯山小学校	有	「家読(うちどく)」全校での取り組み。週末、学校の本を持ち帰り読書をする。
泉台小学校	有	家庭読書(毎週金曜、家で本を読むこと)
常盤小学校	有	家庭読書(毎週金曜、家で本を読むこと)
戸狩小学校	有	国語科の資料収集。飯山市に関する資料の収集。 学期ごとに貸出が冊数が多かった子を表彰。 年3回の姉妹学年の読み聞かせ。
東小学校	有	「菜の花をさかせる会」による図書購入寄贈の紹介。
木島小学校	有	100冊を達成すると、校長先生より表彰。

中 学 校	特徴的な図書館・読書活動の有無	内 容
城南中学校	有	家庭科や総合の単元などへの資料提供、支援協力。
城北中学校	有	ミニビブリオバトルの開催

⑥ 学年別 一人当たり平均貸出冊数

小 学 校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	備 考
秋津小学校	107	159	132	100	86	74	
飯山小学校	79.7	115.5	102.8	107	84.1	78.4	
泉台小学校	120.6	149.6	89.9	99.5	73.9	64.6	
常盤小学校	143.1	74.9	99.1	126.9	116.6	81.5	
戸狩小学校	62.4	128.9	81.3	80.8	71.5	68	
東小学校	115	94.4	99.1	88	71.5	61.4	
木島小学校	140.2	130.9	90.9	87.4	86.2	60.4	

中 学 校	1年生	2年生	3年生	備 考
城南中学校	35.3	17.5	6	
城北中学校	23	13.4	11.1	

⑦ 学年別 平日一回あたりの貸出冊数の限度

小 学 校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	期間・備考
秋津小学校	2	2	2	2	2	2	長期休暇前と読書旬間中は3冊貸出
飯山小学校	2	2~3	2~3	2~3	2~3	2~3	うちどくパーフェクト者は3冊 長期休暇前は3冊or5冊貸出
泉台小学校	2	2	2	2	2	2	
常盤小学校	2	2	2	2	2	2	長期休暇前と読書旬間中は3冊貸出
戸狩小学校	2	2	2	2	2	2	長期休暇前は3~5冊貸出
東小学校	2	2	2	2	2	2	長期休暇前と読書旬間中は3冊貸出
木島小学校	2	2	2	2	2	2	

中 学 校	1年生	2年生	3年生	期 間 ・ 備 考
城南中学校	3	3	3	
城北中学校	2	2	2	

3) 高等学校

① 学校蔵書数

冊数
30,332冊

② 日頃の読書活動について、特徴的なこと、課題など

<ul style="list-style-type: none">・1、2学年時は探究学習・課題研究の資料収集のため年間を通して図書館を利用する生徒が多いが、授業時はパソコン教室（インターネット）を利用する生徒が大半である。・3学年になると進路関係（小論文対策・AO入試・面接試験対策等）で利用する生徒が増える。
--

③ 課題

<ul style="list-style-type: none">・探究学習・課題研究授業に対する図書館利用の向上・本を借りる生徒の固定化傾向への対応

④ 学年別 年間貸し出し冊数

1年生	2年生	3年生	合計
1,899	2,228	3,971	8,098

⑤ 学年別 一人当たり平均貸出冊数

1年生	2年生	3年生	平均
8.0	9.8	18.1	11.8

⑥ 学年別 平日1回あたりの貸出冊数の限度

全学年、限度は設定していない

4) 養護学校

① 学校蔵書数

冊数
1,750冊

② 特徴的な図書館・読書活動に関する調査

- ・図書室の棚から各教室で保管しながら活用している。
子どもたちのすぐ手の届くところにある。
- ・図書室が狭いため、各部の学習室で保管している本も多い。
小学部 57冊、 中学部 510冊、 高等部 365冊
保健室 123冊、 支援室 16冊、 寄宿舍 491冊
計 1,562冊 別に紙芝居 73冊
- ・日々の生活（授業）の中で、個に応じた読み聞かせを行っている。
- ・高等部の生徒は、自分で興味のある本を読んだり、漫画本を読んだりする生徒もいる。

③ 課題

- ・独立した図書館がない。狭い。
(視聴覚室と兼ねているため、会議等で使用する場合があります)
- ・図書購入費が少ない。(ほとんどない)
- ・子どもたちにわかりやすい大型絵本がもっとあるとよい。

5) 地区公民館 蔵書状況

公民館名	図書室の有無	蔵書数	内 子ども向け図書数	図書予算	備考
秋津	有	786	49	0	
飯山	有	300	0	0	
木島	有	2,077	583	約5,000円	
瑞穂	有	175	1	0	
柳原	有	329	50	0	
富倉	無	0	0	0	
外様	有	592	157	0	
常盤	有	約2,300	130	0	物置等に保管してあるものは別です。河内文庫編纂委員さんで毎年樟脳入れを行っています。
太田	有	50	0	0	地区住民からの寄贈です。
岡山	有	809	0	0	地区住民からの寄贈です。

6) 子どものための読書活動グループ

① グループの会員数

団体名	人数
こはる日の会	11
飯山子どもと本を読む会	8
飯山素語りの会	12
でこぼこ座	4
芭空	8
おはなしばけっと	3

② 主な活動内容

こはる日の会	・月1回、第3木曜日に語りの勉強会を開催 ・毎年開催される芸術祭への参加
飯山子どもと本を読む会	・小学校での絵本などの読み語り ・夏の朗読発表会、朗読研修
飯山素語りの会	「語り」を学校・地域への訪問活動を通して、昔話、物語、詩、童 べ歌等を一緒に楽しみ伝えていく。
でこぼこ座	紙芝居ほか
芭空	人形劇の講演及び紙芝居、読み聞かせなど
おはなしばけっと	保育園、小学校、老人施設での読み聞かせ

③ どの施設で、ひと月にどの程度の頻度で活動をしているか

こはる日の会	介護施設等で、語り(その他)のボランティアをしています。シニア 世代の皆様との集い等へも出演しています。
飯山子どもと本を読む会	・小学校: 1校(朝読書の時間に月4回程)、読書旬間2校 ・中学校: 1校 ・2地区での平和式典での朗読
飯山素語りの会	・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校は昨年に行っていない。 ・地区公民館(集落サロン)年4~5回 ・図書館年1回
でこぼこ座	・小学校: 年2~3回 ・集落サロン: 年3~4回
芭空	不定期、依頼のある時に、児童館など
おはなしばけっと	・週に4保育園(あきは、あきつ、しろやま、木島、)月1回 ・飯山小は延べ152クラス ・老人施設 8回。個人的に市外へも行く。

④ 他の読書活動グループとの交流

	交流の有無	備考
こはる日の会	無	年に1回、全国ネットワークの全国大会に出席、勉強会に参加してしま したが、H31から休会となりました。
飯山子どもと本を読む会	有	講師を通じて、関係グループと交流している。
飯山素語りの会	有	おはなし会での出演などで 小布施町 ひきざらの会 年2回、上田市 塩 田民話のひろば 年1回、高山村 語りのつどい 年1回
でこぼこ座	無	—
芭空	無	—
おはなしばけっと	無	—

⑤ 特徴的な読書活動や工夫

	特徴・工夫の有無	備考
こはる日の会	有	・月1回の勉強会には、早口ことばを必ず取り入れ、語りがスムーズにできますようにしています。 ・会員の気持ちがまとまりますように、(和)の精神を大切にしていきたいと願っています。毎回、茶話会をしています。
飯山子どもと本を読む会	有	・毎年夏、朗読発表会「平和へのねがい」を行っている ・絵本選び、合評を大切にしている ・講師について年間を通じて研修を受けている ・この地域で語られてきた昔話を再話し、「むかしあったっちゃ」をまとめる
飯山素語りの会	有	素語り(何も見ないで語る)を通して、子どもたちやお年寄りに物語の世界を作り出す機会を持ち、伝えたい。合わせて最近は昔話や童話の紙芝居を上演している。
でこぼこ座	有	グループの会員個々が市内小学校に週1で読みきかせの活動をしたり、年2～3回紙芝居学校に参加し、スキルアップにつとめています。
芭空	有	手づくり人形。 地域に伝わる昔話の再話を紙芝居に(1話)
おはなしばけっと	有	紙芝居、ブックブック、パネルシアター、絵本、語り、朗読、その他人形劇と組み合わせて楽しいプログラムを実施、活動している。

⑥ 現在の課題・今後の活動で目指したいこと

こはる日の会	老化を防止。何とか声を出して頭を使うことにしています。
飯山子どもと本を読む会	読書旬間に呼ばれ、本を読む機会が減ってきている。呼んでもらえるよう、また、読む機会を増やす努力、対策が必要と考えている。それについて、学校や図書館より情報・アドバイスを頂きたい。
飯山素語りの会	・ボランティア活動として小学校、児童館(児童センター)などで行っていたが、最近はほとんど声がかからなくなった。(教育内容や指導方針が変わったのか?)…子ども達も忙しいみたいです。 ・会のメンバーの高齢化と若いメンバーは仕事があり、集まらない。会員の研修も兼ねて他のグループとの交流や視察を行っているが、会の運営が課題です。
でこぼこ座	—
芭空	会員が今、孫ラッシュの為、中々全員が揃うことが出来ない。 活動休止状態といって良い状態。依頼があれば対応。
おはなしばけっと	万が一の保障を考えたい。

7) 市立飯山図書館

①平成 29 年度蔵書統計

年 報 市立飯山図書館 資料区分毎蔵書統計

館 名 全館

期 間 平成29年度(2017) (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

	A	B	C	D	E (B+C+D)	F	G	H (A+E-F+G)
資料区分	集計前	購入	寄贈	その他	増加計	除籍	変更分	集計後
一般図書	62,822	1,281	245	1	1,527	3,464	-173	60,712
児童図書	17,493	426	56	0	482	408	98	17,665
郷土資料	11,192	55	292	10	357	123	108	11,534
参考資料	4,200	55	1	0	56	263	-104	3,889
絵本	11,691	199	60	0	259	471	-74	11,405
紙芝居	1,135	8	1	0	9	1	5	1,148
文庫	3,818	24	18	0	42	605	23	3,278
雑誌	2,705	497	32	0	529	588	13	2,659
洋書	356	0	0	0	0	1	0	355
団体	139	10	0	0	10	7	0	142
中村文庫	306	0	0	0	0	0	0	306
古田文庫	2,835	0	0	0	0	0	4	2,839
笹本文庫	0	1	5,117	0	5,118	1	17	5,134
館内資料	1	0	0	0	0	0	0	1
小計	118,693	2,556	5,822	11	8,389	5,932	-83	121,067
ビデオ・DVD	875	5	7	0	12	1	0	886
カセット・CD	976	8	10	2	20	89	0	907
CD-ROM	14	0	0	0	0	11	-3	0
小計	1,865	13	17	2	32	101	-3	1,793
合計	120,558	2,569	5,839	13	8,421	6,033	-86	122,860

学習席	64	0	0	0	0	0	0	64
AV席	1	0	0	0	0	0	0	1
PC席	2	0	0	0	0	0	0	2
計	67	0	0	0	0	0	0	67

参考集計	120,625	2,569	5,839	13	8,421	6,033	-86	122,927
------	---------	-------	-------	----	-------	-------	-----	---------

③平成29年度イベント統計

◆1年間に継続して複数回開催する事業の参加状況

(単位:人)

行 事 名	回 数	子 ども	大 人	合 計	備 考
ブックススタート	12	78	78		110人中 出席率71%
セカンドブック(出生祝い)	1	4			H29.4月生 H30.3 10ヵ月健診
絵本とわらべうたの会	48	366 (8)	333 (7)	699	平均7組
おはなしひろば	34	211 (6)	123 (4)	334	平均4組
親と子の絵本講座	4	29 (5~9)	29 (5~9)		延べ29組

※() 1回あたりの参加者数

◆1年間に1回開催する事業の参加状況

(単位:人)

行 事 名	回 数	子 ども	大 人	合 計	備 考
ビブリオバトル	1			32	図書館まつり(1日開催)
へんし〜ん	1			93	〃
おはなし会	1			73	〃
工 作 教 室	1			20	〃
売 店	1			多数	〃
遊 び の コ ー ナ ー	1			多数	〃
本のリサイクル市	1			多数	〃
夏休み体験教室	1	15		15	図書館まつりに合わせて
春休み体験教室	1	15		15	
子ども読書の日	1	10	8	18	特別版おはなしひろば
秋まつり紙芝居+ビンゴ	1	32	25	57	〃
クリスマスおはなし会	1	27	20	47	〃

子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう、以下同じ。）の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

(平成31年1月23日 教育長決裁)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、飯山市市子ども読書活動推進計画（以下「読書活動推進計画」という。）を策定するため、飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、読書活動推進計画の策定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は関係団体から教育長が委嘱し、その人数は10名以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長をおき、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあったときは、その職務補を代理する。

(会議)

第5条 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

議長は必要があると認めるときには、会議に関係者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は教育委員会 文化振興部 市民学習支援課 図書館係が処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成31年1月29日より実施し、計画の策定をもって廃止する。

- 2 第3条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条の規定にかかわらず、図書館長が招集する。

第2次飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿

職名	氏名	住所	選出分野	備考
委員長	竹田 肇		図書館協会 小中部会支部代表	泉台小学校長
副委員長	高橋眞由美		飯山市保育園連盟	しろやま保育園長
	西川 幹雄		市図書館協議会会長	
	木村 友子		飯山小PTA	
	村田 歩		市民ボランティア団体	おはなしバケット
	津金 智穂		学校図書館司書	戸狩小
	河野真奈美		公募委員	
	木原 恵子		公立図書館司書	市立飯山図書館

第2次飯山市子ども読書活動推進計画
2019(平成31)年度～2023年度

印刷・発行 平成31年3月31日

編集者 飯山市子ども読書活動推進計画策定委員会
住所：〒389-2253 長野県飯山市大字飯山1421番地
電話番号:0269(62)1118 ファクス:0269(81)3656
メールアドレス：toshokan@city.iiyama.nagano.jp

発行者 飯山市教育委員会